

総合型地域スポーツクラブ東京都協議会登録規程

(総則)

第1条 本規程は、総合型地域スポーツクラブ東京都協議会基本規程（以下「基本規程」という。）第5条第2項に基づき、総合型地域スポーツクラブ東京都協議会（以下「都協議会」という。）の登録に関することについて定める。

(目的)

第2条 登録は、基本規程第2条にのっとり、都内の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が都協議会に加入することを目的として行うものとする。

(登録申請)

第3条 登録は、都協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、都協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。

(登録審査)

第4条 都協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。
2 登録審査については、別に定める。

(登録認定)

第5条 都協議会は、前条に定める登録審査を経た総合型クラブに対し、登録クラブとして認定を行う。
2 登録認定については、別に定める。

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(登録更新審査)

第7条 登録は、年度ごとにこれを更新する。
2 登録更新審査については別に定める。

(権利)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。
(1) 全国協議会及び都協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
(2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する

る条件等は別に定める。

(遵守事項)

第9条 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 規約・会則・定款等(以下「規約等」という。)が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。
- (2) 事業計画・予算、事業報告・決算を、意思決定機関で議決すること。
- (3) 登録審査手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。
- (4) 関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。
- (5) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (6) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。
- (7) 役職員等の関係者に公益財団法人日本スポーツ協会 倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させること。
- (8) 具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、公益財団法人日本スポーツ協会が定める「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

(登録料)

第10条 都協議会は、第5条に定める登録認定を行った登録クラブから全国協議会が定める登録料を受領するものとする。

- 2 前項のほか、都協議会の登録料は別に定める。

(処分)

第11条 都協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為(以下「違反行為」という。)の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

- 2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、「公益法人東京都スポーツ協会個人情報の保護に関する規定」に基づくものとする。

(特記事項)

第13条 本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、都協議会常任幹事

会の議決を経て、別に定めることができる。

(改定)

第14条 本規程は、都協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則（令和2年3月16日）

- 1 本規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、東京都協議会登録認定細則において、令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。

附則（令和3年3月4日）

- 1 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。

附則（令和4年7月19日）

- 1 令和4年7月19日に第6条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。
- 2 令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間とする。なお、登録クラブの希望により、有効期間を令和6年3月31日まで延長することができ、この場合、延長した期間（令和5年11月1日～令和6年3月31日）にかかる登録料（第10条）は、2,000円とする。
- 3 令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とする。この場合、第10条の登録料は、「5,000円」とあるのを、「2,000円」とする。
- 4 令和2年3月16日附則第1条中「令和5年3月末日」及び「令和5年10月末日」とあるのをいずれも「令和6年3月末日」に変更する。

附則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。